

## 利用者の知識・能力の向上に向けた取り組み

就業規則第 10 章及び第 12 章 に 定めのある通り A 型利用者においても、他従業員と区別することなく教育の機会（職員登用への教育を含む）を提供する。

### 第 10 章 教育訓練

#### 第 47 条（教育訓練）

- 1 会社は、従業員に対し、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。
- 2 前項の教育の実施については、別に定めた研修計画書に基づき、所内研修または所外研修を行う。
- 3 従業員は、会社から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り指示された教育訓練を受けなければならない。
- 4 前項の指示は、教育訓練開始日の少なくとも 2 週間前までに該当従業員に対し文書で通知する。
- 5 会社の指定した研修において、研修時間は勤務時間内に含まれるものとし、外部研修等に必要な交通費、研修費用は会社負担とする。また、別表に定める資格助成制度なども活用し、積極的に従業員のスキルアップを奨励する。
- 6 学会発表、研修講演者・報告者として登壇することを奨励し、当事業所の取組等を発信することを応援する。
- 7 事業所の生産活動における販路拡大等の理由に、産業展示会、企業セミナー等へ参加、出展することも従業員への教育訓練の一環として奨励する。

### 第 12 章 職員への登用

#### 第 51 条（就労継続支援 A 型に採用された者を新たに従業員として雇用する場合）

- 1 就労継続支援 A 型に採用された者を当該従業員として登用する場合において次のように定める。
  - ① 本人の希望と状況のアセスメントを行い段階的に技能習得への教育を十分に配慮をした上で行う。
  - ② 希望があれば、初任者研修、ピアサポート研修などの資格取得を応援する。
  - ③ 実務研修期間（3 か月以内の試用期間またはチャレンジ期間）を定めて、その適正と状況を確認する。
  - ④ 登用後の雇用条件についてはその他従業員と区別しない。有する技能と資格により、資格給、職位給について該当があれば合わせて支給する。但し、障害等による合理的配慮については最大限配慮を行う。

令和 5 年度

・食品衛生責任者資格取得・・・・・・・・2名

・こども食堂参加・・・・・・・・・・3名

・本社飲食部採用内定・・・・・・・・1名